



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

*80 和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議会事務局)

○ 公安委員会規則

*10 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

*11 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

○ 公安委員会告示

*99 自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等

公布された条例のあらまし

◇和歌山県議会委員会条例

1 条例の概要

労働組合法の一部改正により、地方労働委員会の名称が変更されたことに伴う規定の整備をしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成17年1月1日から施行します。

条 例

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第80号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例(昭和31年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条の表経済警察委員会の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月24日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県田辺警察署の部大浜交番(田辺市上屋敷町)の項を次のように改める。

大浜交番
(田辺市上屋敷二丁目)

田辺市のうち
上の山一丁目、上の山二丁目、江川、片町、上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、天神崎、中屋敷町、古尾、目良、元町

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月24日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第20条第3号中「田辺市元町565番地の5」を「田辺市上の山一丁目2番5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第99号

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)第20条の規定に基づき、自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等を次のように定め、平成16年12月24日から施行する。

平成16年和歌山県公安委員会告示第53号(自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等)は、平成16年12月24日限り、廃止する。

平成16年12月24日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等

試験場所	試験の種別	試験日	受 付	
			受付先	方 法
和歌山市西1番地 和歌山県自動車運転免許 第一試験場 (第一試験場)	普通免許 普通仮免許 失効免許の適性試験	毎日	第一試験場	受付は、午前8時30分から午前9時まで又は午後1時から午後1時30分まで 口頭又は電話で予約を受け付ける。 公安委員会指定自動車教習所卒業者は、予約を要しない。
	大型二輪免許 普通二輪免許	毎週 月曜日 木曜日		
	大型免許 大型仮免許	毎週 月曜日 火曜日 木曜日		
	大型第二種免許 普通第二種免許	毎週 水曜日 金曜日		
	大型特殊免許 大型特殊第二種免許	毎週 金曜日		
	けん引免許 けん引第二種免許	毎週 水曜日		
	大型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊免許、大型特殊第二種免許、大型二輪免許及び普通二輪免許の学科試験及び適性試験 大型免許及びけん引免許の適性試験	毎日		
	外国免許の切替え	申請の都度指定する。		
田辺市中万呂50番地の5 和歌山県自動車運転免許 第二試験場 (第二試験場)	小型特殊免許 原付免許	毎週 火曜日 木曜日	県内 各警察署	口頭で予約を受け付ける。
	普通二輪免許 普通仮免許	毎週 火曜日 毎月 第3月曜日		
	普通免許の技能試験	毎週 火曜日 毎月 第3月曜日		

田辺市上の山一丁目2番5号 和歌山県警察本部 田辺運転免許センター (田辺免許センター)	大型第二種免許、普通第二種免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許の学科試験及び適性試験 大型免許、大型特殊免許及びけん引免許の適性試験	毎週 月曜日 火曜日	田辺免許センター	口頭又は電話で予約を受け付ける。
	失効免許の適性試験	毎日 (月曜日、火曜日及び金曜日の午前中を除く。)		
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第2金曜日 第3金曜日	田辺免許センター 又は田辺、御坊、白浜の各警察署	口頭で予約を受け付ける。
東牟婁郡那智勝浦町大字久井1680番地の1 那智勝浦自動車教習所	普通二輪免許及び普通仮免許の技能試験	毎月 第2水曜日 第4水曜日	新宮免許センター	口頭又は電話で予約を受け付ける。
新宮市三輪崎1148番地の4 和歌山県警察本部新宮運転免許センター (新宮免許センター)	普通免許の技能試験			
	大型第二種免許、普通第二種免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許の学科試験及び適性試験 大型免許、大型特殊免許及びけん引免許の適性試験	毎月 第2水曜日 第3水曜日 第4水曜日		
	普通仮免許の学科試験及び適性試験	毎月 第2水曜日 第4水曜日		
	失効免許の適性試験	毎日 (月曜日及び水曜日の午前中を除く。)		
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第1水曜日	新宮免許センター 又は新宮、串本の各警察署	口頭で予約を受け付ける。
指定警察署	小型特殊免許 原付免許	申請の都度指定する。	指定警察署	口頭で予約を受け付ける。
和歌山県公安委員会が指定するその他の場所	失効免許の適性試験	申請の都度指定する。	第一試験場	口頭又は電話で予約を受け付ける。
和歌山県公安委員会が指定する自動車教習所	普通仮免許 大型仮免許	計画に基づいて指定する。		
備考1 次の日は、試験を行わない。 (1) 1月1日から1月6日まで (2) 12月27日から12月31日まで		(3) 土、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日 (4) 災害その他やむを得ない事情の生じた日		

- 2 荒天の際には、大型二輪免許及び普通二輪免許の技能試験は行わない。
- 3 指定警察署とは、橋本、妙寺、有田、湯浅、御坊及び串本の各警察署をいう。
- 4 予約は、平日で、かつ、試験の前日までの午前9時30分から午後5時までに限る。
- 5 受験人員等により、免許種類ごとの試験日等を変更することがある。